

児童手当改正(拡充)のお知らせ
～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

【変わることは？】◎主な変更内容は下表のとおりです。

主な変更	改正(拡充)前 ＜令和6年9月分まで＞	改正(拡充)後 ＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	<u>高校生年代</u> までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限 <u>なし</u>
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満 一律：15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ●中学生 一律：10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 (特例給付) ●所得上限限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満 第1子・第2子：15,000円 <u>第3子以降：30,000円</u> ●3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 <u>第3子以降：30,000円</u>
支給月	年3回(各前月までの4ヶ月分を支払) 10月～1月分 ⇒ 2月 2月～5月分 ⇒ 6月 6月～9月分 ⇒ 10月	年6回(各前月までの2ヶ月分を支払) 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の算定対象(カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 + 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 <u>児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳年度末以降～22歳年度末までの子</u>

【今回の改正(拡充)で、手続きが必要な方は？】

手続きが必要な方	提出書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、 高校生年代の児童を養育している方 ②所得上限限度額超過で児童手当(特例給付) の支給対象外である方(釜石市から所得上限 限度額超過による受給事由の消滅又は却下 の通知を受けている方)	◆児童手当認定請求書 【必要な添付書類】 ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し ・健康保険証の写し
③児童手当を受給中で、算定児童として登録されていない高校生年代の児童を養育してい	◆児童手当額改定請求書

る方	
<p>④新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方</p> <p>◎新たに児童手当の対象となる方だけでなく、現在、受給中で該当する方も提出が必要です。</p>	◆監護相当・生計費の負担についての確認書

※算定児童とは、過去に児童手当支給の対象となっていた等で多子加算の人数に計上されている児童のことを言います。算定児童に登録されているか不明な場合は、こども家庭課までお問合せください。

※市ホームページに手続き要否確認のフローチャートを掲載していますのでそちらもご参照ください。

※①～③に該当する方には、10月上旬に申請書類一式の送付を予定しています。

【改正(拡充)で新たに対象となる方の手続きの期限は？】

令和6年10月1日(火)から令和6年11月15日(金)まで(必着)

〔最終期限〕令和7年3月31日(月)(必着)

手続書類を令和6年11月15日(金)までにご提出ください。この期限までに提出がない場合(*手当が認定される方)は、令和6年10・11月分の手当の支給月は、令和6年12月ではなく、令和7年2月以降になります。同様に「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正(拡充)後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、改正(拡充)に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日(月)です。**最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません。**(手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を市で受け付けした月の翌月分からとなります)

【手続先】

提出方法は、市こども家庭課窓口への直接提出又は次の宛先への郵送で受け付けます。

(宛先) 〒026-0025 岩手県釜石市大渡町3丁目15番26号 釜石市保健福祉部こども家庭課

◆令和6年9月30日(月)以前に市から転出された場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

◎児童手当を受給中の次の方は、今回の改正(拡充)に伴う手続きは不要です
(認定請求書や確認書等の提出は必要ありません)

◆中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育し、現行で、高校生年代の児童が算定児童として登録されている方

※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。

◆現行でも多子加算を受けていて、改正(拡充)後、手当額が増額する方

※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。

◆現行では多子加算は適用されないが、改正(拡充)後は適用され、手当額が増額する方

※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。

◆所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている方